

門 八五九
新 1412
卷 3

下野國誌三之卷



芳賀百姓越智直守弘識

神祇鎮座

東照宮



都賀郡日光山に鎮座し給ふ御神領二万石御別當大樂院三百石社家衆
六人百石古島氏、猿橋氏、齋藤氏、江端氏、古橋氏、中麻呂氏等なり、伶人二十人
各五十石、宮仕十人、神人七十六人、神子八人、各十石あり、祭神乃ち
東照神命とて世の知る所なり、元和三年駿河國久能山より遷し奉りたり、

御鎮座記よ、元和三丁巳二月廿一日、勅、彌

東照大權現、三月九日贈正一位、同月十五日

神靈ヲ下野國日光山ニ遷シ奉ムトス。寅ノ上尅大
僧正天海鋤鋏ヲ取ル。是大織冠改葬ノ舊例ナリ。

同日 靈棺善徳寺ニ至ル。本多上野介正純。土井

大炊頭利勝。是ハ大將軍家ノ御名代ナリ、松平右衛門大夫正久。

板倉内膳正重昌。秋元但馬守恭朝。成瀬隼人正

正成。是ハ尾張家ノ御名代ナリ、安藤帶刀直次。是ハ紀伊家ノ御名代ナリ、中山備前守

信吉。是ハ水戸家ノ御名代ナリ、榊原内記照久。是ハ久能山ニオキテ神職ヲ司トラスム、大僧正天

海等供奉ス。十六日三島ニ至ル。此所ニ二日留ル。

廿一日武藏國府中ニ至ル。此所ニ五日留ル。酒井備後

守忠利。天海僧正ニ請テ論議ヲ執行ス。廿七日忍

城ニ至ル。廿八日佐野ニ至ル。本多上野介正純。

新ニ神殿ヲ修造シテ 靈棺ヲ請シ奉ル。廿九

日庶沼ニ至ル。此所ニ四月三日逗留ル。同四日

未中尅日光山座禪院ニ入ル。同八日 靈棺ヲ

廟塔ニ收ム。同十四日 神ヲ假殿ニ移シ奉ル。

宣命使阿野宰相實顯。同十六日 神ヲ正殿ニ

移シ奉ル。宣命使中御門宰相宣衡奉幣使清閑寺宰相共房。同十七日於本社法會有之。導師大僧正天海。咒願正覺院權僧正證誠。梶井二品法親王最胤云。

正保二乙酉十一月三日。勅賜宮號是新

帝御即位。大權現神助依有之也。所謂大日本

三千七百餘社。中宮號。天照皇太神宮。八幡宮。

天滿宮。東照宮。四社而已也。云。同月十七日。

勅使今出川前大納言經秀。日光山ニ至リ。於テ

神前讀宣命云。

鬢髮山賦ノ曰。諸葛君測述

神祖膺錄。統御宇内。所迎必降。所攻必敗。殲渠魁。於難波。掃餘孽。於會津。蠻夷服。德天下歸。仁上則勅王。下則撫民。一朝晏駕。百姓如喪考妣。三載四海。遏密八音。議營。寢廟於鬢山之陰。名伯相宅。卜維食周公。初基繩其直。天狗輿諱。罔象

悟窓漫筆ふ。太田元貞述

我何ヲ以テ天地ノ間ニ食息シテ無事

安穩ナリヤトイヘバ。父母ノ養育生長ノ恩ナリ。父母ノ我ヲ易ク長
育スルハ如何ニトイヘバ。太平ノ德化ニテ四海凱安ナルガユエニテ。
是ハ

東照宮ノ神恩ナリ。先祖十代太平ノ世ニ住シテ。子孫ヲ長育
スルコト孰カ

東照宮ノ神恩ニ非ザラン。今ノ世ニ視息スル者此
神靈ノ大恩ヲ忘却シテ。非義無道ヲ為シテ。太平ノ治ニ妨害ヲ
ナスモノハ

神罰ノガルベカラズ。サテ保元平治元弘建武ノケテハ應仁以來

天下戦争ノ區トナリシヲ。如此ノ太平無事四海安樂ノ天下
トナシタマヘル。古人ノ云真人出テ四海一ナリトイヘルニ同シキ

東照神君ノ天地ノ間ニ生シ玉フハ如何ニトイヘバ。是ハ天照太
神ノ神德ニテ。此國ヲ夷狄禽獸ニナシタマハサルニ因テナリ。サレバ
父母ノ恩ヲ思ハ

東照神君ノ大恩ヲ忘却スベカラズ。

東照宮ノ神恩ヲ思ハ。天照太神ノ神恩ヲ忘却スベカラズ。
今ノ世ニ生ル者ハ此 二神へ消埃ナリトモ報恩ノ念ヲ忘ルベカラ

サルコトナリ。云ハ

東照神命ハ人皇百代 後陽成天皇の大御代ヨ朝廷ヲ崇敬シ

天下四海をいづるの乱をなく、萬代をくわゆる動くなく、固め給ふを
こと言ふ出むいづる御祭禮、毎歳四月十七日、九月十七日
兩度あり。

御神事御執行之次第

毎歳四月十五日朝例 幣使御着

御門主、四月十二日東叡山御農駕、同十五日夕御着

御名代高家衆一人、四月十六日御幸町本陣入江氏入着

御祭禮奉行大名衆兩家、四月十六日朝、鉢石町本陣二軒入着、
十六日明六時例 幣使宿坊ヨリ手輿ニ乗り、仕丁是ヲカク、随
身左右ニ扈從ス、石鳥居前ニテ下乗、鴈鼻沓ニテ步行、陽明
御門ノ内、東ノ御廻廊待合所ニ入り、案内ヲ啓シテ 御宮ニ入ル、

是ヨリ以前ニ、衛士史生等装束、雜掌狩衣ニテ、 御唐櫃三棹
仕丁ニカセ 御宮ニ入ル例 幣使 御宮門ニ上ルヲ待テ、衛士
史生等、御唐櫃ヲ 御拜殿ニスエ奉リ、又階下ニ下ル、夫ヨリ
雜掌、御位記ヲサ、ゲ奉リテ階ヲ下ル、奉 幣使、御唐門ヨ
リ裾ヲ引テ階上ニ進ミ、御拜殿ノ中央ニテ、奉 幣ノ式有テ、
宣命ヲヨミ終テ退去、待合所ニ入、マタ案内有テ自ラ拜ヲナシ、奉
幣ノ式終レバ、 御宮ヲ出テ、石鳥居前ヨリ乘輿、夫ヨリ
大猷院殿ノ御靈屋ニ参リ、御拜礼有テ、宿坊ニ歸リ、装束ヲ改
テ 御本坊ニ入り、 御門主御對顔ノ上御饗應事終テ宿坊ニ
歸リ、即刻御發駕、
十六日夕七時、 御門主 御宮ニ参入、御下向有テ、

東照宮、山王、摩陀羅神ノ御神輿、御宮ヨリ、新宮大權現ノ
拜殿ニ渡御此時伶人慶雲樂ヲ奏ス、但シ還御ノ節ハ還城樂
ヲ奏ス、

十七日御旅所ニ渡御、三佛堂ノ前ニテ、一山ノ大衆延年舞ヲ奏ス、
御迎御神、

兵士鉾持百人、警固二人、熨斗目麻上下着用先ニ進ム、兵士五十人
ツニ行ニ進ム、鳥兜麻地袍、鶯色ト花田色ト五十人ツ相交ル、袍ニ
鳳凰ヲ白ク染ヌキナリ、奴袴ハ浅黄ニ波ノ模様ナリ、

職士鉾持一人、神人ナリ、猿田彦ノ面ヲカブリ、萌黄錦ノ袍ナリ、
獅子二頭、

笛一人、神人ナリ、黄袍ニ烏帽子、

田樂法師一人、宮仕ナリ、赤地金襴ノ袍ニ金立烏帽子、

大拍子、神人一人、黄袍ニ烏帽子、

神樂男五人、神人ナリ、袍右ニ同シ、

八少女八人、橘ノ模様ノ服、チハチカケ、白帽子ヲカブル、

三綱僧一人、騎馬緋ノ袍ニ赤地錦ノ袈裟、ハッ藤ノ奴袴、素袍著二人、

白張四人、附久、俗ニ時僧正ト云是ナリ、

社家衆四人、騎馬四位ノ束帶、素袍一人、白張四人、都合廿人、附久、

御神馬、柄杓持、舎人一人、白張、

御神馬三疋、口附二人、各白張、都合六人、沓持一人、添人一人、都合
九人、

御厩別當一人、布衣、麻上下侍一人、白張二人、附久、

御鉄炮五十挺、廿五人々二行、猩々緋袋入、漆火繩付、帶刀ハツ、股引、御弓五十挺、右同断、黒塗鞆付、

御鎗五十本、花田色ハツ、白子持筋股引、

鎧武者百人、紅系緘大袖佩立金色兜、

童子十二人、花瓔珞十二支、付テカブリ、精好ノ赤袍、葵金紋付、

末社神掛面五十人、猩々緋角頭巾、同袖ナシ羽織、各兵杖ヲ持ツ、

御翳四本、神人四人、軍配團扇大ナル物ナリ、赤キウス物ニテ張、御紋ヲ付タリ、

御太刀負、社家一人、騎馬四位、束帶一鵠、コレヲツトム、御太刀ハ赤地ノ

大和錦袋入、素袍一人、白張四人付タリ、

御旗員、社家一人、右同断、二鵠、コレヲツトム、供人同断、

齊御鉾三本、御紋附吹流付、警言固上ニ同シ、金立鳥居ナリ、

祭御鉾八本、白張五人々都合四十人、

御太鼓、白張三人、

御鉦鼓、白張一人、

御枕木二基、白張四人、

猿面著、小童三十人、

本猿引四人、黒劔烏帽子、猩々緋袖ナシ羽織、

宮仕九人、

神人六十人、

東遊舞樂人八人、騎馬素袍一人、白張四人々、都合四十人付タリ、

伶人十三人、白張一人々、都合十三人付タリ、

御鷹匠十人、烏帽子狩衣、造鷹ヲ手ニスエタリ、

御金幣持、神人一人、

御祭礼奉行二人、二行、赤色衣冠、宿坊ノ院代一人ツ付久、是ハ素

絹輪袈裟ナリ、

日光奉行支配組頭二人、二行、素袍侍烏帽子、下知僧二人付久、

同吟味後、其外諸役人、熨斗目麻上下着用ニテ供奉ス、

康沼今宮社家三人、木幡明神社家一人、烏帽子狩衣二行、

素袍着五十人、橘ノ紋ナリ二行、

麻上下着五十人、豊字紋ナリ二行、

東照宮御神輿葵御紋附、白張着百人ニテ昇奉ル、

熨斗目麻上下、五人ツ、二行、

御太鼓、白張三人、

御鉦鼓、白張一人、

御枕木二基、白張四人、

御金幣持、神人一人、

素袍着廿人、二行、

山王御神輿、巳紋附、白張五十人ニテカク、

熨斗目麻上下、廿人、二行、

御太鼓、白張三人、

御鉦鼓、白張一人、

御枕木二基、白張四人、

御金幣持、神人一人、

素袍着廿人、二行、

摩陀羅神御神輿茗荷紋附、白張五十人ニテカク、

熨斗目麻上下廿人ニ行、

大千度行者廿人、

日光山伏三十人僧形、

里山伏廿人有髮、

御神輿 御旅所ニ渡御ノ節、伶人御安坐樂トテ振頭ヲ奏ス、

夫ヨリ三本立ノ御膳ヲ奉ル、此時伶人十天樂ヲ奏ス、

御本社ト、御拜殿ノ間々、四間四方許ノ鋪石ノ上ニテ、東遊駿河

舞ヲ歌舞ス、舞人四人、紅紗ノ袍、下カサネ藤色表ノ袴、白精好ニ青

摺ノ模様、下袴緋精好ノ大口バイジユウ陪從三人、紫紗ノ袍、蠟虎ノ縫物シ

タルサシスキ蠶繪、下ハクバン襲玉虫色紫ノ奴袴一人、拍板ヲ持テ、拍子取ツ、

東遊ノ唱歌ヲウタフ一人、高麗笛一人、篳篥ヒチリキ又一人、赤袍ニ白精

好ノ奴袴ニテ、和琴ヲ彈ク、但シ兩人左右ニ立テ、琴ヲ持ツ、是ハ

煤竹色ノ袍ニ蠟虎ノ縫ノ蠶繪、下襲ハ玉虫色紫ノ奴袴ナリ、四人ノ

舞人ハ四隅ニ立テ舞ナリ、舞曲終テ御膳ヲスベス、此時伶人羅

陵王ヲ奏ス、夫ヨリ還御ニナル、御祭礼奉行ハ直ニ發駕、夜モ

イネズ歸府スル例ナリ、

御旅所ト申モ、則山王の社トク、三間ニ二間西向あり、前小拜殿あり、是ハ四間ニ五間あり、其間凡四間四方許の鋪石トク、東遊ハ舞トクあり、本社トクの北乃方トク、東遊御再興の碑トクあり、

日光山歳脩

東照宮祭禮京師伶人來奏東遊神樂其後廢絶久不奏焉吾

其昔比叡山より奏せしといふ今絶つるをされど今身延山を
延年舞の唐土の舞の上手と聞えり李遠年より發せり名を
をめぐり文字を改し四月十七日の御祭礼も新宮の前
建立記満願寺三月會記等より下佛部部の満願寺の条考
あり當社別當の交養院と申して一山の衆徒あり

神名帳に載る當國十一座 大一座 小十座

都賀郡三座 並小

大神社 オホミワヤシロ

鎮座詳あり今都賀郡國府の惣社明神の相殿に祀りあり一説に
同郡太平山に鎮まり大神社なる云其下の太平權現乃

条より大神社ハ伊勢近江遠江尾張其外よりありて祭神
乃大名持命の和魂大物主神あり三輪神社ハ皆是に同一本居
宣長の古事記傳の刺國大神の細注大和國太と云地名は
大の神より尾張國中島郡大神神社臨時祭の式大或作多
とられこれ大之神なる例なり記しり尾張のいよもあれ
他の大神神社ハ大三輪神社ハ大神社ハ大神社
社ハ同社ありつら云今世俗大己貴命をオホナムチと唱
ふハ誤なり古語拾遺大己貴古語於保那武智神姓氏録大奈牟
智神文德實録大奈牟智三代實録大名持延喜式大名持於保
奈牟智万葉集卷三下大汝卷十八於保奈牟知あそそ彼古事
記の大穴牟遲の穴字ナと訓し例なりアナと唱ふ古ハ跡見
俗のナとあり総てアイウオの音ハ略く例なり二荒山ハフタラ山を跡見
岡トミの岡あり然る大穴牟遲の穴と坎と同意あり坎ハ北方
り北方ハ玄武なり玄ハ黒と同義大穴牟遲と彼大黒天と同躰あり
五行ナと引あつる附會の説論より是ら尊き吾大皇國の大

神を他の國の佛よひて云ふことありといひて、天神福不可量と翻譯して、
云大黒天、彼國よて、莫訶歌羅と云ものなり、和爾雅より、南海寄歸傳を引
皇國の神よあはれり、こゝのいふことあり、義楚六帖曰、大黒神、梵天眷屬在、食
厨案、天竺寺僧、食厨所祭神也、以為倭神者、無稽言之言也、と記し、

大前神社

都賀郡大崎村より、藤岡駅の西北より、十餘町許あり、上野武藏下総
の境に近し、別當勝光院真言宗あり、とて、大前神社、當國に二坐ありて、
一坐、芳賀郡にあり、とて、祭神、大名持命あり、とて、近江國高島郡、越
後國魚沼郡等よりあり、當社、村とて、の畑中の森にあり、南向くと、則ち
大前大明神と唱ふれり、祭礼、毎歳八月廿九日あり、

村檜神社

鎮坐詳あらず、今都賀郡小野寺村あり、八幡宮と、村檜神社ありと、唱ふ
宮司寺内式部と云、相殿、熊野權現、山王權現と祀りてあり、社、南向
より、小高と山の半腹よりあり、八幡の祭礼、八月十五日、熊野の九月廿九日、山王の
四月中、申日あり、八幡、熊野あり、とて、山王、皇國の神あり、とて、神名帳に
入る、とて、いふれあり、とて、當社、鎮守府將軍藤原秀郷朝臣、佐野唐澤山に
居城を構へ、一時、當地、鬼門あり、とて、一里許あり、とて、城中鎮護のあり、と
建立する所なり、と云、宮司が家記より、承平二年、秀郷朝臣再建と記して、
其後、佐野家代々、修覆を加ふ、とて、棟札等あり、とて、文治年中、當所の
住人小野寺太郎藤原通綱再建の棟札あり、とて、いふ、とて、古くより、鎮あり
といふ、とて、いふ、とて、いふ、とて、いふ、とて、いふ、とて、いふ、とて、いふ、とて、
考らる、或人云、村檜神社、同郡鹿沼駅の邊あり、村井村あり、女躰權
現あり、とて、いふ、とて、いふ、とて、いふ、とて、いふ、とて、いふ、とて、いふ、とて、

河内郡一座大

二荒山神社名神

河内郡宇都宮駅より上の名所部にも出づり、圭田千五百石餘、内百石神主中里市正八十石社家中里兵庫、四十石同中里主水六十石同飯田祝部三十石同飯田白祝三十石同古島内藏廿五石供僧本宮寺廿五石同神樂寺、これに天台宗あり、十五石、同大日院、不動院、浄心院、金照院、是ら其真言宗あり、其外神人十八人、神子六人、樂人六人、神樂男四人、大工棟梁、雑仕、繪物師、土器師、田樂、時守、小役人等、夫々配當す、諸國圭齊録、千五百石餘、河内郡宇都宮大明神領中里神大夫飯田祝部、これより中里氏、宇都宮朝綱の一族あり、系譜よみて、祭神、大日本一宮記、大己貴命、男神、事代主神と記し、神名帳頭注あり、同く之を然し、是らも信られぬ、のれり、一宮と唱ふるも、古くは聞え、東鑑文治九年の条、近國一宮云々、これより、其以前より所見あり、和漢三才圖會、柿本人麻呂靈記、これ、是は當社の寶庫より古き人麻呂の画像あり、其をみて、神躰ありと思ひ違ひ、非事なり、此より、鎮め祀りし上の巻より、上毛野君、下毛野君寺の始祖豊城入彦命なり、其考証あり、云々、

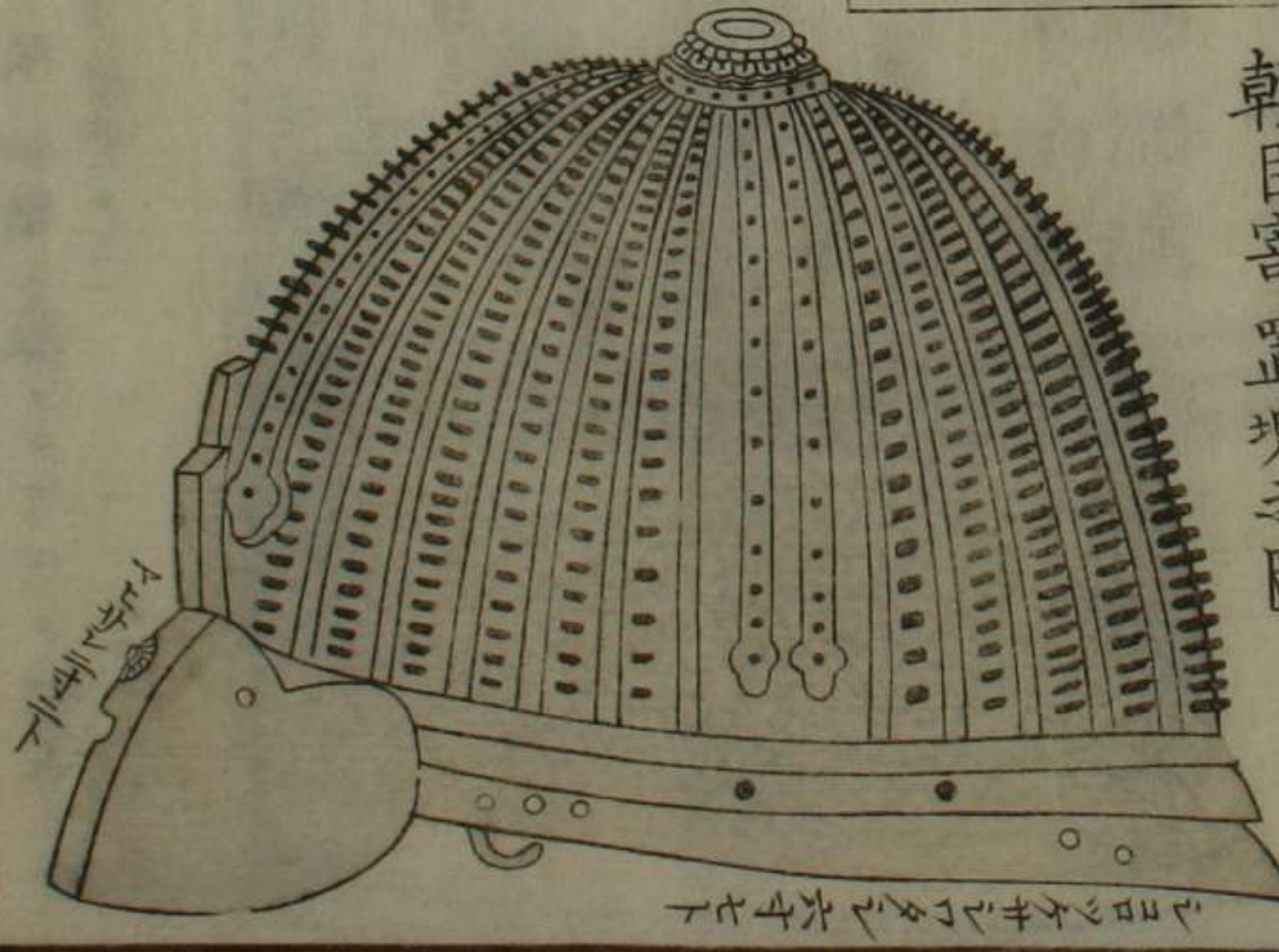
柿本朝臣人麻呂之畫像

傳云粟田少將藤原兼房朝臣所見夢之圖也朝臣者宇都宮初祖宗圓坐主之父也



ハマンガヨリ
レコッケマテ
高三寸八ト

鎮守府將軍藤原秀郷朝臣寄置堯之圖



此外種々ノ靈寶アリシヲ安永二己年三月七日社頭炎上ノ刻殘ラス燒失ヒシトゾ今ヨミ載セシ堯ノ鉢ノミ存シテアリ人麻呂ノ畫像ハ足利戸田侯ノ臣田崎明義ガ摸シテ收藏セシヲ縮圖セル也

正殿高欄擬寶珠之圖

高二尺二寸許 四圍二尺五寸許

但シ唐銅減金ナリ上ノ段ハ如圖ニ基タテリ下ノ段ハ五寸許短シ四基トモニ左ノ如ク彫付タリ



下野國河内郡
 宇都宮大明神
 御建立
 征夷大將軍源
 家康
 慶長十年己七月
 奧平大膳大夫
 伊奈備前守
 大膳代
 山崎 羊兵衛
 備前代
 石川 吉兵衛
 御大工
 長谷河源兵
 吉久

續日本後紀小。承和三年十二月奉授下野國從五位上勳四等二荒神社正五位下
 同八年四月奉授下野國正五位下勳四等二荒神正五位上
 同十五年八月廿八日授下野國正五位上勳四等二荒神從四位下
 文德實錄小。天安元年十一月在下野國從三位勳四等二荒神充封戶一烟

三代實錄。貞觀元年正月廿七日甲申京畿七

道諸社進階及新叙惣二百六十七社奉授云

下野國後三位勳四等二荒神正三位云

同二年九月十九日丙寅 詔下野國正三位勳

四等二荒神社始置神主

同七年十二月廿一日戊辰授下野國正三位勳

四等二荒神從二位

同十一年二月廿八日丙辰進下野國從二位勳

四等二荒神階加正二位

承和三年後五位上より其以前は後五位下より進む事ありしを
後四位下より進む事ありしを漏れしを黒河春村
云、文德實錄類聚三代格、帝王編年記等子嘉祥四年正月天下諸神増一
階のこゝろに於て此時後三位より進む給ふ事ありしを、
常の位階のより勳位より一等より十二等よりありて勳功より賜ふ位
あり

宇都宮大明神代々奇瑞記卷末子文明十六年甲辰
九月昔と記あり

朱雀院御宇于時承平年中平將門追罰之時於

當社有征伐祈精勅使田原藤太藤原秀郷仰于

社司社僧等一七箇日致調伏之祈念之所秀郷

乍給神劍之由。蒙靈夢之告。夢覺即件。劍在掌。秀鄉成奇異之思。合渴仰之掌。即催士卒。官軍速令發向將門館。依王事靡盬。神力振威。凶徒即時令滅。亡畢。秀鄉以件之劍。自刎將門首。畢。其後彼靈劍飛歸。有社壇。同御宇天慶年中。將門追罰之後。正一位勳一等。位記一。鳥居額等是也。

額文云。正一位勳一等。日光山大明神。云。中略。凡當社之根元者。稱德天皇。神護景雲元年。顯

現日光山。其後。仁明天皇御宇。承和五年戊午。温左郎麻呂奉懷大明神。奉移河内郡小寺峰。号補陀洛大明神矣。於社壇之南面。有道路長行人。征馬致無禮。有秋毫之誤。則神忽成。嗔或落馬。損身。或受病。或遇友。有種々災難。仍往反之。貴賤輒難通之間。則塞宮南之路。奉移山北叢祠。今社壇是也。當國第一宮也。下略。

此記甚誤。字多。舊の事。記を總て引書。皆然。黑河春村云。日本紀略。大倭社註進狀。寛平九年十月。天下諸神增階のこと。ゆゑに

君下毛野君之始祖也オヤナリ云景行天皇五十五年春
 二月以彦狹島王拜東山道十五國都督是豊城
 命之孫也然到春日穴咋邑卧病而薨之是時東
 國百姓悲其王不至竊盜王尸葬於上野國五十
 六年秋八月詔御諸別王曰汝父彦狹島王不得
 向任所而早薨故汝專領東國是以御諸別王承
 天皇命且欲成父業則行治之早得善政時蝦夷
 騷動即舉兵而擊焉オホミコトノリヲマタオサムルモテテノソイデチマカリユキテオサメテヨクマツリゴチキ是以東方無事焉由之其

子孫於今在東國スエノイマニ云

彦狹島王ハ八綱田命の子スエノイマニ豊城命の孫也スエノイマニ一姓氏錄ハ八綱田命ハ
 豊城命男スエノイマニと云々日本書紀の垂仁卷上毛野君遠祖八綱田と云々
 云々關岡野洲良スエノイマニ云二荒ハ二現スエノイマニ豊城命と彦狹島王を祝ひスエノイマニ
 云々三諸別王ハ宇都宮スエノイマニ坐スエノイマニて專治國の事を行スエノイマニひスエノイマニ
 現宮の義スエノイマニあスエノイマニひ俗小慈眼太郎大明神と唱スエノイマニふスエノイマニ二現の字音スエノイマニあスエノイマニひスエノイマニ
 考スエノイマニふスエノイマニ上野人木暮賢樹スエノイマニ云春日の穴咋邑スエノイマニあスエノイマニひスエノイマニ信濃國スエノイマニと云今
 菌原の邊スエノイマニ春日庄穴口村スエノイマニと云所あり是スエノイマニと云スエノイマニと云スエノイマニ

本居宣長の古事記傳スエノイマニ下野國河内郡二荒山神社ハ此豊城入
 彦命を祭スエノイマニると云スエノイマニ然スエノイマニもスエノイマニあスエノイマニひスエノイマニと記スエノイマニ

八部大祓の卷末スエノイマニ下野國一宮河内郡二荒山神社豊城入彦命と
 記スエノイマニ

卜幽軒宇都宮誌

卜幽軒ハ人見氏ノ本姓ハ小野アリ名ハ壹字ハ道生卜幽軒ヲ林塘庵ト号シ始管得菴ヲ學後羅山先生ノ後正學の旨ヲ問ふ業成テ水戸威公の侍講トシテ七十二歳ニ没ス云々

行盡下毛野投宿宇都中驟雨洗秋暑鳴蟬送晚
風河內有神祠示現太郎宮贈以正一位躰與日
光同我浴著明衣拜額而奉崇太祝有緣起諳得
語始終聞之真傳神畫工妙尤工讀之頗能文筆
藤氏戲鴻事書有宇某繪寫美兒童不知誰家孫
吾者悉虛空先所謂太郎即是此童蒙我校之舊

記崇神達四聰遣皇子豊城勅節察關東東州從
皇風入彦第一功上下毛野祖開基最是洪然則
此瑞籬宜入彦所彫彼宗圓曾祖關白道長公一
且為座主憤然悟幻躬後住宇都宮其子孫如螽
中興有公綱性素勇且忠合謀北條家闔國稱英
雄軍法無雙捕避鋒不相攻自後武名高人畏如
羆熊其臣有紀清兩黨是爪牙聞說近代臣爭權
棄幻冲千載相傳家一朝亡如夢旅邸夜寂寥對

月語家僮

是より豊城入彦命をうつ所なりと云然も識者の考ふ所皆
并合せり一説は豊城命東國下向の刻三諸山の大神を移し奉る所なり
と云然も二現は大物主神と豊城命と相殿に祀れるものなり是より
由緒ありしとあり

祭祀は毎歳九月十日流鍋馬あり同十日神輿を渡り町々より練物あり
舞狂言等を出して賑々祭式は正月元日真鴨三番小鴨廿二羽雉子廿羽
鬘斗鮑世祀餅九結其外塩鮭串鮑神酒等を供り神主社家神人樂人等
群参して祝詞をよみ樂を奏し供僧は廻廊に並居て讀経をよみ二月
朔日は是より同三月十五日兒の舞あり供僧等是を執行し所謂兒延年と
云ふの如く諸社ふありとあり當所を花會と稱するなり七月下の子午
の日より九月上の子午の日まで魚鳥其外百味の供物をよみ祝部等格
番ふ物忌して祀る是より大頭より八月下の子午の日より十月十五日
同く物忌して供物をあげ紅白の神御衣を奉る是より小頭より是は
往古猪席の頭を切て供物として祀り故に頭と云ふなり正月二十二月

二日兩度の神事足屋と唱て國中の男女家業停止して慎み祭る最参
詣の群集は信州の諏方下野の宇都宮符をむね
して鹿鳥をむねと記し宇都宮奇瑞記に當國那須庄内五箇郷
肥前々司知行被充置生贄狩料所其外以森田向田兩郷被定置日御供料所
云と記し羅山文集に荒宇都宮神不異而二荒不供鳥魚宇都宮供
鳥魚鹿と記し荒とあり日光のこゝろなりさて羅山先生八神不異と
記されし別神あること上ノ擧げたり然るは世俗年久しと思ひ温
ひぬるの淺きなり斯るをいふに

東鑑小元曆元年五月廿四日辛亥左衛門尉朝

綱云潜遁出都参上募其功宇都宮社務職無相

違之上重被加新恩云

朝綱のこゝ下の古城部ふ委し記し宇都宮系譜に朝綱の父宗
綱備後權守座主三郎法名圓寂日光山別當宇都宮社務職とあり

され其頃、宇都宮家代々社務職を兼ふることあり、

同文治五年七月十九日丁丑巳、尅二品為征伐、

奥州恭衡發向給、廿五日癸未二品著御下野國、

古多橋驛先御奉幣宇都宮有御立願今度無為、

令征伐者生虜一人可奉于神職、云、則令奉御上、

箭給其後入御御宿、

十月十九日乙巳二品於下野國令奉幣宇都宮、

社壇給蓋是非巡道御參詣偏為御報賽也則奉、

寄一莊園、剩以樋爪太郎俊衡法師之一族為當、

社職賞、云、

二品と云ハ右大将頼朝卿のことあり、二位と云ハ然も一品
二品と云ハ親王の位階より官位令義解ふ親王稱品別諸王とあり、
中頃の俗習より、一品二品と云ハ、

恭衡ハ陸奥國の押領使鎮守府將軍藤原秀衡の嫡男あり、
古多橋駅ハ宇都宮城下と云、今の小田町のことなり、大系圖の宇都宮の条、
小田橋と書、今ハ押切橋と唱、橋長十五間許あり、田川と云川、
掛、橋より、其水上ハ日光山より出て、末ハね川に入、此橋より
四五町許川上、上川原橋と云あり、其傍、樋爪五郎季衡の石塔
あり、大系圖、季衡ハ俊衡法師の全弟あり、武家評林、俊衡
の末子、忠衡あり、宇都宮社職と記、一莊園
と寄奉る、那須郡五箇郷并森田郷向田郷等なり、

發つと乞侍りなれ

ちりりわいあしーやふのまき木りり

田國雜記、聖護院道興准後の紀行より、文明十八年よりわたり、
慈心院と云、社僧の惣行事より、明神山の東、小田町あり、
年十月故ありて廢しあり。

芳賀郡二座

並小

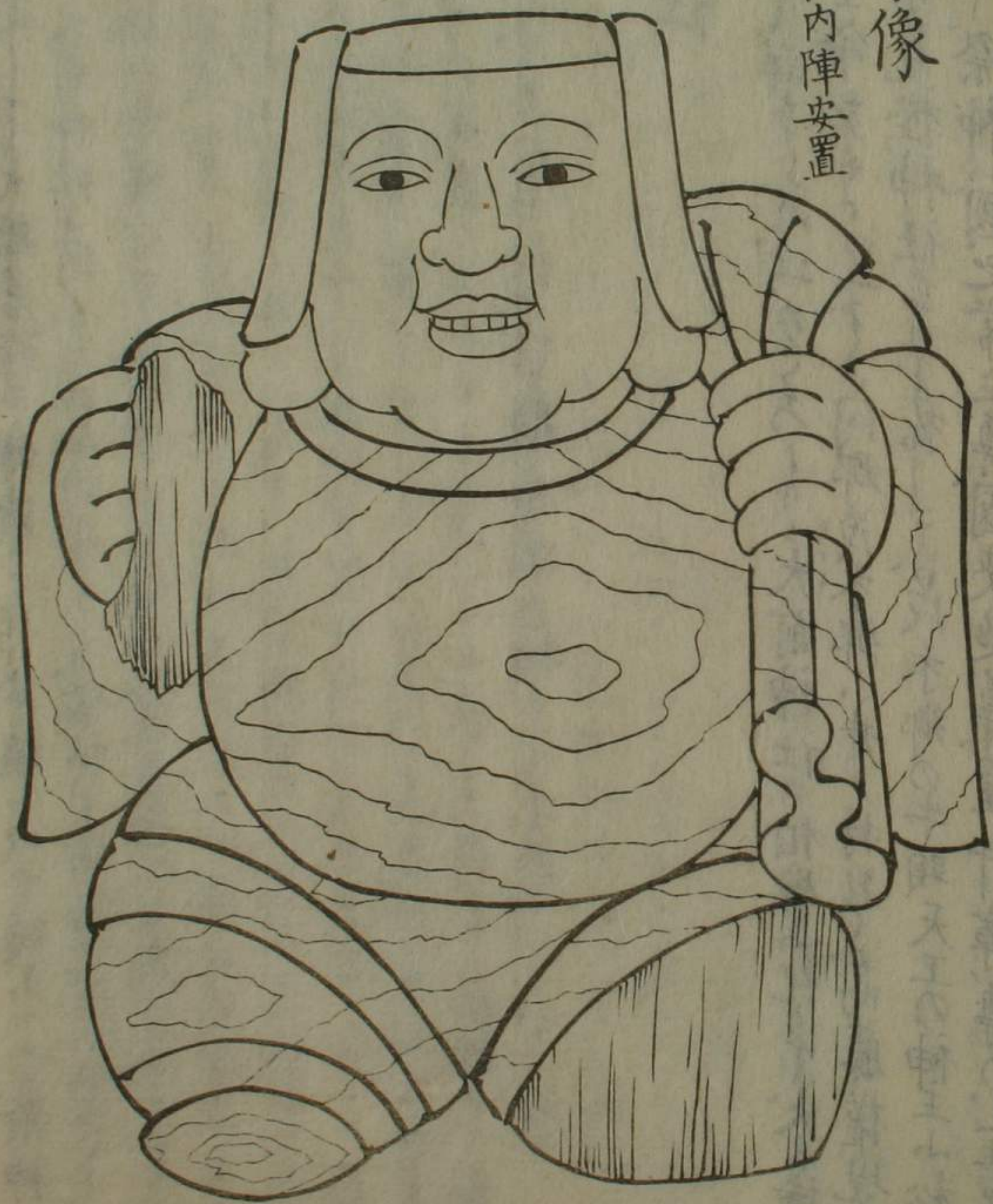
大前神社

オホサキ

芳賀郡東郷大前と云所あり、真岡町の東の方より八町許あり、
圭田八石別當神宮寺、神主風野筑前守配當、神宮寺、天台宗より、
真岡般若寺の末寺あり、般若寺、則、大別當より、別當神主の冠より、
大前山般若寺と号し、最寺領、別圭田ありて、社領あり、
祭礼、毎歲九月十九日廿日、頭と唱ふ、古へ猪鹿の頭と供して、
祀り、中頃より

大黒天木像

大前神社内陣安置



般若寺進退して大般若經を轉讀するに羊頭と以て頭ふる祭神
乃都賀郡大前神社と同じく大名持命なり當社大前權現と唱へて
大内庄三十三郷の惣鎮守なり内陣小宋板の大般若經六百卷并藏あり
卷毎の末に明德三年壬申十月六日下野州大内庄大崎權現社頭奉寄
置願主隼人佐大江宣村と記し平家物語の古寫本十二卷ありて
卷毎の末に天正十六年戊子八月奉納芳賀伊賀守清原高継と記して花
押あり是は花押叢書も載りあり太刀一口あり是は高継の先祖芳賀左
兵衛入道禪可の寄置く所なりと云傳へり長三尺許り無銘なり最
燒刃もよくよくその容躰尋常の物と云へり

荒檉神社

鎮座祭神詳かざる所のところ大前神社の相殿に祀りて大名持
命男事代主命なり同郡茂木郷小井戸村なる高藤權現と
いつて近來荒檉神社なりと稱して茂木郷の牛頭天王の神王小松
某魚帶一祭神國之常立尊國按槌尊豐斟寧尊の三柱あり

とらむる其證なりとて阿良加志神社阿良加志比古神社能登
國よりありしと神名帳に國之常立神を祀る社ありて
此神社祀り給ふに古書に云々本居宣長はこれ伊勢
の外宮に國之常立と云説は非なり是は豊受神なりと古事記傳より記
されりて大前神主忠寛が云小井戸村ふる社に三代實録ふるに
伊門神ふは伊門と假字にふて後世書誤りしと云
をらむるに同郡八木岡村ふる今荒檉明神と唱ふる小祠あり
されは是は康永二年八木岡伊織守都宮城ふるに舊記より論を

那須郡三座 並小

健武山神社

那須郡武部村ふるに當所は和名抄に那須郡武茂郷とあり所
則タケブと呼び來り然るに此近郷を武茂庄と字音小唱あり
神主芳賀右兵衛と云祭神須佐之男命なりといふ

續日本後紀小。承和二年下野國武茂神奉授從五位下。此神坐採沙金之山。

沙金を掘一跡今よりあり、其邊は金洗澤と云所あり、さて此所は鎮め祀り、日本武命の御子、其ゆゑに、

日本書紀小。日本武尊化白鳥云。因欲録功名即

定武部也云。

出雲風土記小。出雲郡健部郷所以号健部者纏

向檜代宮御宇天皇勅不忘朕御子倭健命之御

名健部定給尔時神門臣古祢健部定給即健部

臣等自古至今猶居此處故云健部云。

此神門臣古祢は建部小定められたる中の一人なり、建部は此一人に限らず、伊勢國安濃郡建部、美濃國多藝郡建部、同國石津郡建部、出雲國出雲郡建部、美作國真嶋郡建部、備前國津高郡建部、神名帳に近江國栗太郡建部神社あり、姓氏録に建部公、日本武尊之後也とあり、一宮記の注に近江國建部神社大己貴命と記されども、杜撰なるものもれは取らざらん。

温泉神社

那須郡湯本村ふあり、神主室井近江と云、祭神乃大名持命、少彦名命の二柱あり、伊豫國温泉郡湯神社一宮記の注に同一、此外諸國ふあり、同神なり、さて當社神領二十石あり、領主黒羽侯より寄附あり。

温泉神社什寶

九勝大鹿角

心越禪師之詩

曩時麋鹿沐斯湯
故爾明神姓字揚
巨木頓遭獵人手
今存兩角廟中藏



曾我記第三之卷末那須ノ御狩ノ条ニ建久四年四月二日右大将頼朝卿那須野ヲ狩ラセテ上覽アリケルニ拔羣ノ大鹿一頭出ケルヲ下河邊六郎行秀ニ仰テ射サセケルニ射ッレケレバ小山左衛門尉朝政追カケテ射トメタリ云トアリセバ此大鹿角ハソレナルベレヨク考フベシ

那須餘一資隆寄置鏑矢一隻



是ハ神通鏑矢ト唱フルモノナリ
此外征矢五葉マタ雁股矢アリ共ニ
資隆ノ寄置所ナリト云傳ハタリ

三代實錄小貞觀五年十月七日丙寅授下野國
從五位上勳五等温泉神從四位下

同十一年二月廿八日丙辰授下野國從四位下
勳五等温泉神從四位上

平家物語小。那須与一扇、
的ヲ射ル条ニ南無正八幡大菩薩別テハ我國ノ
神明日光權現宇都宮那須ノ温泉大明神願ハクハアノ扇ノ真
中射サセテタバセ給ヘト心中ニ祈念シテ云々

此内陣、那須宗隆の寄置、鎬矢一隻あり、其宮に銘あり、
風聞仁性朗然則崇欽画親踈芳藝秀逸則稱譽

徹古今抑斯、一隻箭者源朝臣賴朝征夷將軍蒙
勅命追罰平逆徒宗盛之刻於讚州八島海岸平
家黨率之船上舉紅扇一柄示之源氏猛將欲射
之尋軍中之精兵固吾先祖資隆忝擇其器量祈
嘉運於尊神盡勳力於貴命忽發一弓之勢用既
呈由基之靈德雙陣之羣侶普為感嘆絕倫之功
名廣滿國家謂厥曆辰者元曆元年甲辰二月十
八日也自尔以降納此箭于當社之寶殿永備累

代之龜鏡而今其櫃漸覃敗壞辱臣某再營飾之
以奉謝神德者也伏願官祿倍增兮達家門繁榮
之望武運長久兮受攘災安寧之樂重乞四海靜
謐佛法王法共紹隆都鄙豐和文道武道齊興盛
矣仍志趣如件

慶長十二曆丁未季夏中旬之天

後裔那須修理大夫藤原資晴敬白實秀註誌焉

那須家のことと一資隆以来資晴の時ふ至るまで所々合戦の次第、
下の古城部よ委しく記しあり

三和神社

那須郡三輪村ふあり和名抄より那須郡三和郷あり祭神乃大物主
神なり別當明寶寺當山の修驗より小森氏あり

續日本後紀承和五年九月辛酉下野國那須

郡三和神預之官社

三代實錄元慶四年八月廿九日庚戌授下野

國從五位下三和神正五位上

仁和元年二月十日丙申授下野國正五位上三

和神從四位下

日本書紀云、對曰、吾欲住於日本國之三諸山故即營宮彼處使就而居此大三輪之神也、神名帳云大神社の次、神坐日向神社、此社三輪山の巔ありて、今高宮と稱、日向山、御諸山の古名なり、倭之青垣山上より、奉りて、三和神社と、大神社と、稱、其を上代國々、奉りて、三和神社と、大神社と、稱、

寒川郡二座 並小

阿房神社

都賀郡粟宮村ふあり、もと此邊、寒川郡あり、小山朝政、時、至て、小山庄と唱へ、故、都賀郡不改、當所より南の方三里許、小野木、馱ありて、是、和名抄、寒川郡努宜郷と、同、今、都賀郡、屬、當社、奥道中の西北方一町許、ありて、南向、向拜柱、二ツ巴の紋附、是、小山家、再建、名殘、神主、小野寺伊勢と云、除地、八反、ありて、位田、唱、位田、勲、

社、祭礼、毎歲九月九日、十月巳日、亥日、祭神、乃、太玉命、日本書紀、忌部、遠祖、太玉命、忌部、首、遠祖、太玉命、古語拾遺、高皇產靈神、男、天忍日命、弟、天太玉命、齋部、宿、稱、祖、也、書紀、誰の子、古語拾遺、阿波、忌部、所居、便、名、安房、郡、今、安房國、是、也、天富命、即、於、其、地、立、太玉命、社、今、謂、之、安房、社、天富命、太玉命、の孫、同書、神名帳、安房國、安房坐神社、名、神、大月次、新嘗、大和國、高市郡、太玉命、神社、四坐、並、大月次、新嘗、今、忌部村、古事記傳、安房國、安房坐神社、今、洲崎、大明神、と、記、然、安房坐神社、別、洲崎、大明神、と、云、太玉命、

胸形神社

寒川郡寒川村ふあり、寒川の流、東岸、東向、別當、醫王寺、真言宗、祭神、乃、多紀理毘賣命、亦、名、奧津嶋比賣命、又、市寸嶋

總社六所大明神

三

都賀郡國府ふあり、社ある所を惣社村と云なり、一書ふ惣社、景行天皇四十二年國々の府中に六所明神を祀り、上野國の惣社ハ磐列根列神、男磐筒男命との外総て六柱を祀り、武藏國の惣社ハ大國魂命、是も相殿ふ五柱を祀り、縁起ふ、常陸國の惣社ハ是も不等、一、府中惣社ハ、神名帳ハ載らん、然るを祝部神主等、あな、ふ思ふ、神名帳の中も、な、の神社、これの神社、い、わ、名を引、の、唱、あ、わ、事、并、金、當社祭神ハ、木花開耶媛命、相殿ハ、天照大御神、天忍穗耳尊、日子番能雨々藝尊、日子穗々手見尊、大山祇命あり、社領三十石、除地、内十五石、大宮司國保齋宮十石、八神主野中出雲、五石、祝部大橋大和配當も、其外社僧神宮寺、社家六人あり、是も、配當なり、さて、當所ハ、室八嶋、上、の名所部ハ、委、記、これハ、室明神、唱、祭禮ハ、毎歲八月朔日、内陣ハ、藏、口、の、銚、を、形代、て、旅所、出、九月八日の夜、の、内陣、納、銚、の、形、十、文字、鎗、似、長、二、尺、許、あり、

翌九日廣前、制魚を燒て、此日國府村、田村の両村より、判官と唱ふ者十二人、年番出、て、神事を、し、制魚を燒く、名所部、小舉、考合、

野木大明神

都賀郡野木駅あり、往還筋の西の傍あり、當所ハ、寒川郡、小山朝政を領、時より、小山庄と唱、都賀郡ハ、屬、圭田十五石、別當滿願寺、真言宗なり、神主ハ、海老沼市正、祭神ハ、宇治稚郎子命、駒長熊倉氏の所藏の縁起ハ、野木大明神、八、皇、第十六代應神天皇の皇子、菟道稚郎子命を齋ひ、祀、所、あり、往古下毛野國造故有、彼御遺骨を守り奉り、此土淺井牧、來り、川有、て、船、時、川嶋某と云者、筏、乘、渡、今、の、野渡、村の筏場と云、是、則、其所、藏、祀、宮居を建、其、後、延暦、年中、坂上田村麻呂東夷征伐の刻、靈夢の告有、て、身隱、森、移、給、守、弘、按、國造とあり、奈良別、國造本紀、下、

毛野國造難波高津朝云、豊城命四世孫奈良別初賜國造云なり、則ち高津朝ハ八皇弟十七代仁徳天皇の御時をんばあり、その能倉氏ハ小山の旗下熊倉十郎景宗云後孫なり、その當社の社務職あり、彼縁起の卷末に記し、祭礼ハ毎歳十月下の子午の日より、土月上の子午の日まで七日の間寒川郡の内七郷をまわし、神輿川原田村より、至る日、て賑ひ、近國よりきこゆる群集なり、

東鑑ハ文治二年九月廿日癸酉下野國寒川郡内以田地十五町被付日光山三昧田當郡、去年雖被寄進野木宮於件十五町者可被切改國領云、

建仁三年十月十四日巳酉云野木宮以下諸社被奉神馬、是世上無為御報賽云、

上の件を考ふ、寒川郡ハ野木宮の神領あり、今郡中より産子あり、

東鑑ハ小山朝政本宅を出て野木宮より出陣、常陸の信田先生義廣ハ足利又太郎忠綱云合躰、鎌倉より、此所まで來り、時ハ朝政討議を廻ら、手勢を登々呂木澤、地獄谷等の林に梢を昇らし、時の聲を造らし、義廣周章して敗走、六代勝事記ハ、爰ハ源氏三郎先生の野心をさし、佐の舎弟ハ冠者ハ田の四郎武者後筑後守、小山の四郎今延尉等をして、下野國熊毛の宮に原征戰し、春、天暴風東南よりおこり、やたの灰塵吹きて、雲霞のつくさの西北より起る人馬眼路を、了る、千騎の勢をもち、數万の兵をもち、川云と記し、熊毛の宮とあり、則ち野木宮なり、

太平大權現

都賀郡太平山の半腹より、別當連祥院般若教寺と云、天台宗の大寺なり、傳記ハ云、當山ハ八皇五十三代淳和天皇の勅願所、慈覺大師の草創あり、神躰ハ三光天子、本地虚空藏菩薩あり、中興関山贈僧正亮守と申、觀應二年常陸國黒子東嶺山に移轉して、彼寺の

中興開基をりり、當山三光神社の額、後小松天皇の宸翰ありて、
中興三世良海僧都の時、明德三年壬申七月、比叡山竹内御門跡、覺如法
親王の執券あり、則ち御門跡の添翰、長沼駿河守殿と記し、是ハ
そのくま比叡川の領主長沼駿河守藤原宗恒とまことし、人なり、下の古城部
の長沼系圖の条に委しくあり、

和漢三才圖會、太平大權現祭神佐野源左衛門常世靈云、常世事、
嘗不載之者何乎、按神名帳都賀郡有大神社、是乎と記し、常世
靈云、觀世大夫が所藏の謡曲本の録木の注、小常世が靈、下野國
太平權現と祝ひ祭るなり、
偽作あり、論より、常世の事、下の佐野系圖の条に云、
當社の社務、青木對馬が家記に、寶曆九年神社御取調の時、太平山
舊号大神社祭神天孫尊相殿天照太神豊受太神と書上り、
記し置り、然らば、大神社あり、大神社あり、祭神、大
物主神あり、上の大神社の条に、如く守弘按、勅額、面、三
光神社とあり、大神社の明證あり、
三輪の社を、三光神社と唱ふ、その所以、三輪ハ三和と書て、三和ハ三光と字音の通ふ

なり、三光神社と、止觀六之一、和光同塵、結縁之始、八相成道、以論
其終、老子云、和其光、同其塵、
の三光を、
けて、三所を賣了様なり、
そを、則ち家の紋、
平字、
と改り、
ら

尾鷲金大權現

都賀郡袁佐久山の半腹、岩窟二所あり、共小神祠あり、一所、麓
を粟野村と云、但し南面、神主齋藤壹岐と云、所、
是ハ東面なり、此所ハ御師と唱ふ、
新大夫同權大夫荒井鞆負寺なり、祭神ハ石列根列神ありと云、粟野、
ハ尾鷲金山と書、久賀口、ハ石裂山と書、
袁佐久と唱ふなり、尾

鑿と書くたよ心得ぬと、石裂と書くはあやがたつたれ、石列神ふとくば、石裂をよりありとて之をわく、石を素と訓む、何れにんば、或人の伊波の久阿とれるを、初五相通みて於佐久と訓む、むとてあり、さて、於たれ、素の假字ふたなり、彼所の湯澤真龍云、是三代實録より、加換山、神なり、や、い、久賀村、隣、加蘭村、あり、三代實録、元慶元年九月十六日、戊申、下野國、賀、蘆山、神、從五位下、あり、

鹿沼今宮大權現

都賀郡鹿沼駅より、圭田五十石、神主、柿沼和泉、福田駿河、大貫出雲、別當、寶藏寺、藥王寺、是、隔年、勤む、なり、真言宗、なり、當社、壬生、筑後守、綱重、大永三年、同郡、壬生、より、當所、小移住、居城、守護、の、天文三年、日光三社を、勸請、云、壬生氏のこと、下の古城部、委、一、く、記、あり、

村井女躰權現

都賀郡村井邑あり、是、日光山、瀧尾女躰權現の、つ、なり、と、一、説、神名帳、載、せ、る、村、檜、神、社、なり、云、里、長、關、口、某、云、當所、い、も、村、檜、と、い、ふ、村、中、小、井、の、六、つ、ある、故、後、世、村、井、と、改、め、る、なり、と、い、ふ、考、あり、

小山牛頭天王

都賀郡小山駅あり、圭田十五石、別當、感應寺、真言宗、あり、同、社、僧、大、行、寺、天、台、宗、あり、隣、郷、大、行、寺、村、あり、同、修、行、坊、天、台、宗、あり、同、寶、藏、坊、真、言、宗、あり、社、司、沼、部、伊、豆、青、木、左、近、其、外、神、子、一、人、あり、當、社、平、治、年、中、小、山、下、野、大、掾、政、光、感、應、の、事、有、り、依、て、山、城、國、祇、園、社、を、勸、請、せ、と、云、祭、神、乃、須、左、之、男、命、なり、每、歲、六、月、十、五、日、祇、園、會、あり、町、々、舞、狂、言、を、出、し、て、其、賑、々、き、事、云、計、あり、小、山、家、在、城、の、時、今、に、至、る、急、ら、び、と、い、ふ、考、あり、此、近、郷、六、十、六、村

小山庄と唱へる當社の産子なり、されば當國第一の祇園會なり、
祇園會と申は、清和天皇の十一年託宣の事有て、山城國牛頭天王を
祝ひ祭り、祇園會を修行を、それ以來天下に疫癘の災難ありと云
す、牛頭天王と申すよし、釋日本紀卷七、備後風土記を引て、疫陽國
社、昔北海坐志武塔神、南海神之少子乎、与波比日暮、彼所獲民、將來在
爰武塔神借宿處、吾者速須佐之雄神也、後世疫氣在者、汝獲
民將來之子孫止云、天以茅輪著腰上、詔云、記、是祇園縁起、
まゝ、篋篋内傳、外國の故事に依り、非事あり、
論、

皆川山王權現

都賀郡下皆川村の山上ふと、太平山の峯、皆川山王と申は、傳教大師比叡
皆川山城守廣照居城せし所なり、さて山王と申は、傳教大師比叡
山に始て佛閣を建立せし刻、佛法鎮護の、新、
け、名、本居宣長の古事記傳の注、日吉山王と申は、皇國

の古書に、彼傳教の所為、その内、大宮と
申は、大三輪の神を祭る、後の書、
長樂寺と、朽木圓通寺末、天台宗なり。

ツキヨミノ 月讀社

都賀郡川原田村より、近郷の俗は、三日月の宮と唱へ、月毎の三日の
日、參詣の、此所は伊吹山の麓、標茅原なり、委
く、上の名所部、

綾津日八幡宮

都賀郡大橋村より、神主川津藤大夫と云、祭神大綾津日神なり、
相殿八幡宮を祀り、祭礼は、毎歲十月十五日なり、
三代實錄、元慶三年三月九日、己亥、授下野國正六位

上綾津比神後五位下

古事記云伊邪那岐命の御滌の段、初於中瀬隨加豆伎而滌時
所成神名八十禍津日神、次大禍津日神、此二神者所至其穢繁國
之時、因污垢而所成之神者也。とありて、彼黄泉の汚より生出給へ
神よて、世の中の凶悪、皆此神のちり給ふなりと云ふ。大禍津日神、日
本書紀云、いそぎ但一書とある所、大綾津日神あり、則是ありて
此綾津日の綾ハ假字と云、故驚て歎く聲を云ふなり、皇極巻ハ吐嗟と
夜阿と云、阿夜と云、訓り、阿やありの、あやよと云、あやふと云、あ
あや、皆同一、あ、此綾津比の津やあとの辞比、靈異の比、あやハ靈
異なる神と云ふハ義なり。

近津明神

都賀郡西方郷大澤田村にあり、神主阿久津丹波と云、祭神事代主
命なりと云、祭礼ハ毎歳九月廿九日なり、西方郷十三ヶ村の鎮守なり、

白川古事考云、陸奥國一宮都々古和氣神社、白川郡南郷八槻村に
あり、祭神味鋸高彦根命、相殿日本武尊、近津大明神と号し、
奉る一説ハ肥前國松浦の近津と云、所より、宗神天皇の御時移り、
云、源義家朝臣奥州征伐の刻、千勝大明神と改むると記し、

雄琴明神

都賀郡壬生駅にあり、祭神一品舍人親王なりと云、神主黒川豊前と云、寛
正年中壬生官務の藤流彦五郎胤業、當國小下向、始て當地小城を築
し、時本領近江國滋賀郡雄琴里より、勸請すと云、時ハ文明元年と云、
近江國雄琴里ハ名所と云、金葉集小藤原敦光
松凡の雄琴里にあり、流るれ其のあり、ハまことゆるふ、あつ所あり、
一品舍人親王の御廟ハ山城國藤森社ありと、尾崎雅嘉の筆記ハ、

小来川星宮

都賀郡小来川村ふあり、神主福田筑前と云、當所ハ往古より日光領か
きバ、開山勝道上人の歸依一給ふ、明星天子を勸請せしものあり、
此外日光領大葦郷村々ふあり、星宮ハわきあり、

篠塚稻荷明神

都賀郡小薬郷中村ふあり、祭神土祖神倉稻魂神大山祇神三柱あり、小薬
郷七ヶ村の鎮守あり、毎歳二月初午の日賑ハ一別當称念寺浄土宗あり、

太田歡喜天

都賀郡太田村小あり、別當法輪寺真言宗あり、當所ハ三尾山の麓
あり、櫻の名木あり、一枝ふん八重と一重と咲交りて、いふあり、まじりあり、

羽黒權現

河内郡羽黒山の頂ふあり、神主手塚伊豆と云、林麓の小倉村ふ居住り、
祭神倉稻魂命あり、出羽國羽黒山のうつあり、十八郷の鎮守あり、
毎歳十月七日祭礼あり、參詣のりあり、

出羽國三山雅集小羽黒山權現ハ推古天皇元年癸丑出現云、崇神
天皇皇子能除太子之関基也とあり、又云人皇弟七代後冷泉院
康平年中下野國山田郡移と記あり、山田郡とあり、山田郷の誤あり、
山田ハ則隣郷ふあり、

雀明神

河内郡雀宮駅ふあり、祭神藤原實方朝臣の靈ありと云、別當常學院
本山の修験あり、毎歳九月十九日祭礼あり、實方朝臣ハ長徳元年
陸奥守ふありて、彼國ふ下りて、三年の内ふ卒に、扶桑略記今昔物語
等に、いふあり、今彼國の名取郡塩手村と云所、小朝臣の墳墓あり、然る
小朝臣ハ歸洛せんことを常ふ祈りて、今一度臺盤の飯を喰ふと云れ
し、後實方雀とて殿上の臺盤の邊りふ雀あり、と物語あり、記し

これど、いふれ、由縁より、此所、祀り、いふ、

白鷺明神

河内郡上三川村ふあり、圭田三石別當神宮寺天台宗なり、當社ハト宇都宮頼綱の四男越中守頼業より、當所、小城を築、刻、おが家の産神宇都宮大明神を、勸請して、祀り、なり、然る、其、後、孫、師、綱、時、小、至、て、康曆年間、小山、義政、攻、来、る、折、り、明神の森、白鷺の、し、と、み、り、を、白旗の、あ、ま、り、あ、び、く、と、と、敵の引退、を、是、偏、明神の加護、を、鷺の、奇、瑞、を、あ、ら、せ、る、と、あり、と、此、時、より、白鷺明神と改、じ、り、縁、起、ふ、と、あり、

多功星宮

河内郡多功駅ふあり、別當大聖寺天台宗なり、北極星を祀る所なり、是、も、日光山の星御前の、つ、り、あ、ら、せ、る、と、あり、つ、り、は、星宮を祀る村と、

鱧を食せ、笑、ふ、を、其、し、き、あり、本草綱目、時珍曰、鱧、首、有、七、星、夜、朝、斗、有、自、然、之、禮、故、謂、之、鱧、云、と、あり、て、鱧、和、名、ハ、モ、ナ、と、ウ、ナ、ギ、と、混、じ、て、誤、り、ハ、文、盲、か、る、浮、屠、者、た、の、所、為、れ、る、と、あり、

磯部明神

河内郡磯部村ふあり、神主海老原河内と云、祭神木花閑耶媛命あり、

吉田八幡宮

河内郡吉田村ふあり、圭田四石別當寶徳院真言宗なり、

下野國誌三之卷終

不世因書三之卷終

足利 梅溪田崎明義畫
北 越 竹邨遠藤順信書

古和八割書

和字所載

丁書く一人又言ふと新撰書すとの如き事あり
陳安平百首自然文體好麗と稱すとの如き事あり
和字所載の如き事あり

